

社会保護特集号

● 社会保護～序

6月は、社会保護フロア・イニシアチブの採択および世界的な動きを確立するのに大きな進展のあった素晴らしい月であった。ICSWの現在の会長であるクリスチャン・ロレは、ジュネーブにある国際労働機関（ILO）の国際労働総会（ILC）に、社会保護についての意見書を送達した（下記参照）。次いで、ミハイル・シホン ILO 社会保障局長が、2012年6月14日の ILC 第101回総会で、各国の社会保護フロアに関する提言 R.202 が 456名の賛成を得て採択されたことを報告した。反対はなく、棄権が1票であった。（提言については下記を参照のこと）

これは、この68年間において初めての自主的な ILC 提言であり、社会保護における国際基準設定に対する大きな貢献である。これは ILO の社会保障のための二次元拡張戦略を設定するものであって、万人のための社会保護フロアを基本に、各国が ILO 憲章に従ってなるべく多くの人々になるべく早く、より高いレベルの保護を提供することを模索するよう勧奨するものである。

各国への提言を受け、これまでよりもはるかに大きなスケールで各国の社会保護フロア政策を支援する、という次のステップは、2012～2016年の ICSW の世界プログラムの範疇に完全にフィットするものである。

● クリスチャン・ロレ ICSW 会長による国際労働総会（ILC）への意見書

「国際社会福祉協議会は、社会的権利促進のため、とりわけ社会保護の分野において、1928年から献身的に活動してきました。」

「そのような訳で、私たちは、国際労働機関による2009年のイニシアチブおよび国連の社会保護フロア（SPF）のための制度を、非常に大きな満足とともに歓迎いたしました。私たちは、ILO と WHO が調整して国際機関19団体が共同で行った SPF 関係の仕事の重要性をよく認識しております。すべての国における SPF の遂行が、貧困との闘い、ひいては世界経済危機の解決における重要な鍵である、ということを私たちは確信しています。社会保護が、単に財政面でのお荷物であるとばかりは言えないことは、この会議の参加者である皆さんもよくご存じでしょう。むしろ、生産性の向上に貢献することもできるし、危機のショックを和らげる緩衝剤にも成り得るし、それに社会的な結びつきを強め、個人の幸福にもつながっていくのです。バチレ・レポートは、このことをよく表しています。しかし、まだまだ多くの意思決定者を、私たちは説得しなければなりません。」

- 『公正でインクルーシブなグローバリゼーションのための社会保護フロア』
- http://www.ilo.org/global/publications/books/WCMS_165750/lang-en/index.htm
- 英語、仏語、西語

「私たちは、今週 ILC が社会保護に関する決議を採択してくれることを願っています。もしそうならば、各国政府に対し、全国 SPF 遂行プランをまだ採用していなければそうするよう、説得するのに役立つでしょう。また、2015 年以降の MDG 後の開発アジェンダに SPF のコンセプトを取り入れるのにも役立つでしょう。」

「2010 年に香港で開かれた前回の ICSW 総会で、ICSW は私たちの戦略の重要な要素として SPF の遂行を支援することを決議しました。私たちは 70 か国以上にいるメンバーに対し、SPF のコンセプトを採択するために市民社会を動かすよう、また、国レベルでの優先性を分析し、政府に対して遂行のための影響力を行使するよう要請しました。」

「私たちはすでに結果を得ています。例えば、2011 年 9 月にバンコクで開かれた第 6 回 アセアン GO-NGO フォーラムでは、アセアン諸国内に SPF を確立させるための提言が採択されました。また、私たちは各国における NGO の上部団体のリーダー向けに、SPF 遂行について話し合う機会と、自国の政府に対するロビー活動の手段を与えるための国際的／地域的ワークショップを開きました。すでに、ダカール（2010 年 10 月）、カサブランカ（2011 年 5 月）、そしてドゥアラ（2011 年 12 月）で開かれています。」

「その他の多くの NGO がイニシアチブを取っています。こうしたアクションは、現在 55 以上の NGO 団体による採択を通して、この会議のアジェンダにもある提言を支持する声明へと収斂していっています。私たちはこの重要な第一歩に、その他大勢がついてきてくれるものと考えています。私たちの合同アクションは、SPF に私たちのネットワークの強さと私たちの経験の付加価値をもたらすでしょう。」

「市民社会は、国の社会保護フロア創設への参加を望んでいます。これは実際的なベースに基づき、また各国の特異性に応じて、国レベルで起きていくことでしょう。もちろん、社会保護フロアの形については、どの国でも決定するのは政府や社会です。議会の役割は、それを現実化させるための財政予知に投票する、ということになりましょう。すべての国民は、ニーズの定義、優先順位の選択、そして SPF を遂行する方法に対して、有益に貢献することができます。NGO は、政治的なアクションにとって最も重要な前提条件となる政治的な意思を明確に述べることで社会を助けていくのに重要な役割を果たすのです。」

● 各国の社会保護フロアに関する国際労働総会（ILC）の提言（抜粋）

以下は、提言からの抜粋である。基本的に、提言は各国に自分たちの社会保護フロアを立ち上げるための青写真を与えるものである。これは開発途上国向けのものではない。先進国の経済において危機が高まりつつあることで、市民社会は自分たちの社会保障制度が拠って立つところの原理原則に目を向ける必要がある。そしてその原理原則が、ILC の提言とまだ一致しているかどうかを見る必要がある。

▶ 目的、範囲、原則

「提言は、メンバーに対し、以下を目的とするガイダンスを提供する。

- a) 自国の社会保障制度の基本的な要素として社会保護フロアを必要に応じて確立し、また維持する。
- b) ILO の社会保障基準に基づき、なるべく多くの人々により高いレベルの社会保障を順次確保する社会保障進展のための戦略の中で社会保護フロアを実施する。」

提言では、普遍性、非差別、社会的包摂、漸進的な実現、透明性、首尾一貫性、そして実施のモニタリングを含む 18 の原理原則を打ち出している。これには、「雇用主を代表する団体、労働者を代表する団体、そして関係者を代表する団体、以上三者の参加」についても言及されている。

▶ 各国の社会保護フロア

初の声明の第 2 項にはこう書かれている。

「メンバーは、各国の状況に応じて、基本的な社会保障を包含しながら、自身の社会保護フロアを可及的速やかに確立し、それを維持する。保障は、困っている人々が、少なくとも一生を通じて基本的なヘルスケアおよび基本的な所得保証へのアクセスを確保するものでなければならず、と同時に、国レベルで必要と定められた物とサービスへの有効なアクセスを確保するものでなければならない。」

提言は続けて、フロアのこうせいについて、「少なくとも」以下のものを包含すべきである、と定義している。すなわち、

- a) 可用性、アクセス性、受容性、そして質の各基準を満たす、産婦ケアを含む基本的なヘルスケアで構成される、全国的に定義された物とサービスへのアクセス
- b) 栄養、教育、ケア、そしてその他の必要な物とサービスを提供する、子どもたちのための基本的な、少なくとも国が定めた最低のレベルの所得保障
- c) とりわけ病気、失業、妊娠、障害などの理由で十分な額の所得を得られない、働き盛りの年代の人々ための、少なくとも国が定めた最低のレベルの基本的な所得保障
- d) 高齢者のための、少なくとも国が定めた最低のレベルの基本的な所得保障

提言は、基本的な社会保障の保証を、法律によって確立すべきである、と述べている。

▶ 社会保障進展のための各国の戦略

「メンバーは、有効な社会対話および社会参加を通しての国のコンサルテーションに基づき、国家的な社会保障伸展戦略を立て、それを遂行しなければならない。国家戦略とは、以下のようなものでなければならない。

- a) 最低レベルの社会保障の保証を持たない国の出発点として、また、国の社会保護制度の基本的な要素として、まず社会保護フロア遂行の優先順位を決める。
- b) メンバーの経済的／財政的能力を反映し、できるだけ早くできるだけ多くの人々に向けた、より高いレベルの保護の提供を模索する。」

▶ モニタリング

「メンバーは、雇用主を代表する団体、労働者を代表する団体、そして関係者を代表する団体、以上三者を含む国が定めた適切なメカニズムを通して、社会保護フロアの遂行およびその他の国家社会保障伸展戦略の目標の達成における進み具合をモニターしなければならない。社会保護の縦横にわたる更なる伸展のために、メンバーは、進み具合を評価し、政策を議論すべく、定期的に全国的な協議会を開かなければならない。」

提言文へのリンク（英語、仏語、西語）は、以下のサイトから。

http://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/101stSession/reports/provisional-records/WCMS_183326/lang-en/index.htm

● 社会保護フロア機関間ウェブサイトの立ち上げ

社会保護フロア機関間ウェブサイトが立ち上げられ、以下からアクセスできる。

www.socialprotectionfloor-gateway.org

UNICEF は 2011 年からサイトの立ち上げにかかわっており、ILO と HelpAge International その他がこれをサポートした。ウェブサイトの背後にある意図は、SPF についての中立的で統一された声をユーザーに提供すること、そして SPF およびイニシアチブに関する情報のリソースとしてユーザーのために貢献することである。

サイトでは各国の経験にハイライトを当て、SPF ツールの原価計算を含むリソースを提供する。ウェブサイトは、現場で働く人々や国レベルのスタッフにとって、コンセプトへの興味を育む助けとなる重要な玄関口となるだろう。

● 社会保護への人権的アプローチ

極貧と人権に関する国連特別報告者へのアドバイザーである Kate Donald 氏は、Magdalena Sepúlveda（極貧と人権に関する国連特別報告者）および Carly Nyst 両氏の手による新刊『社会保護に対する人権的アプローチ』のリリースを発表した。本書は、フィンランド外務省から出版された。本書は、読みやすく包括的な社会保護の概要を提供することにより、社会保護に関する世界の文献における真空地帯を埋めるものとして考案されている。本書は 3 つの主要なセクションから成っている。

- ▶ 貧困、人権そして社会保護の間の関係の分析
- ▶ 人権に基づいた社会保護へのアプローチのフレームワーク
- ▶ 結論：社会保護の将来

3.8Mb、72 ページの本書は、PDF で無料でダウンロードできる。

<http://formin.finland.fi/public/default.aspx?contentid=250472&nodeid=34606&contentlan=1&culture=fi-FI>

● 社会保護における政府と市民社会との約束

クリスチャン・ロレ ICSW 会長は、基本的なサービスへの普遍的なアクセスの目的およびビジョンについて、Commonwealth Ministers Reference Book に寄稿した。264～266 ページに掲載されている。記事および本書は、以下のサイトからアクセス可能。

http://www.commonwealthministers.com/publications/read/commonwealth_ministers_reference_book_2012/

● UNICEF 社会保護戦略フレームワーク

UNICEF は、社会保護に対する UNICEF のアプローチを明確に表し、特に子どもに敏感な干渉のケースを可能にし、かつ社会保護および子どもたちのための協力量針アジェンダを提案する初の社会保護戦略フレームワークを作成した。このフレームワークは、2012 年 5 月に公式にスタートした。フレームワークは、さらなる協力のリソースおよびプラットフォームであり、而して UNICEF が中心に据えている公平の問題、そして子どものための幅広い成果を最大限にする必要性に従い、今後数年間にわたる社会保護アジェンダの影響を与えるよう努めるものである。フレームワークは下記のサイトからアクセス可能。

<http://www.unicef.org/socialprotection/framework/>

その他、主要な組織が出している社会保護戦略については、以下を参照のこと。

➤ EU (2012 年 6 月)

http://www.unicef.org/socialpolicy/files/EC_SP_presentation.pdf

➤ 世界銀行

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTSOCIALPROTECTION/0,,contentMDK:23043115~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:282637,00.html>

(Resilience, equity and opportunity The World Bank's Social Protection and Labor Strategy 2012–2022)

● ストックホルム合同世界会議：ソーシャルワークと社会開発

登録数は 2,000 件に達した。乗り遅れないように今すぐ下記のサイトで登録を！

<http://www.swsd-stockholm-2012.org/>

会議のウェブサイトでは、主なスピーカーを掲載している。

<http://www.swsd-stockholm-2012.org/Invited-Plenar-Speakers.aspx>

● 2016 年会議への呼びかけ

国際ソーシャルワーク事業学校連盟 (IASSW)、国際社会福祉協議会 (ICSW)、そして国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) の三者の代表が集まる合同委員会は、「ソーシャ

ルワークと社会開発」の合同世界会議の 2016 年の開催・運営に興味のある向きを募集している。現在の合意のもと、2010 年の第 1 回は香港で開催され、2012 年の第 2 回はスウェーデンのストックホルム、2014 年の第 3 回はオーストラリアのメルボルンで開催されることが決まっている。会議は一般に 7 月に開催され、最低でも 1,500 人の参加を見込んでいる。詳しくは下記を参照のこと。

本ニュースレターの内容の引用・転載は、出展を明らかにする限り自由です。本ニュースレターに掲載された見解は、必ずしも ICSW の方針であるとは限りません。

編集：ICSW 常務理事 デニス・コレル

ICSW 連絡先

Plot 4, Berkeley Lane, Off Lugard Avenue

Entebbe

Uganda

Website: www.icsw.org

Email: icsw@icsw.org

Tel: +256 414 32 11 50